

地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用
に関する決議

地方自治法第100条の2の規定により、専門的知見の活用をするため、
次のとおり調査を依頼するものとする。

1 調査事項 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査
特別委員会において調査対象としている令和4年度ひまわり学童クラブ藤岡校の施設整備等の補助金及び令和5年度ひまわり学童クラブ岩舟校の施設整備等の補助金の交付を受け、同法人が施工業者に発注し実施した改修工事等に係る見積金額の妥当性及び施工実態等の調査

2 調査期間 令和7年12月19日から令和8年3月31日まで

3 調査を依頼する者

特定非営利活動法人建設技術監査センター 代表理事 成岡 茂

4 その他

この調査の具体的執行については、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会において取り扱うものとする。

以上、決議する。

令和7年12月17日

栃木県栃木市議会